

申請用総合ソフトのバージョンアップ&登記完了証の交付の方法について

作成:2011年6月25日(土)

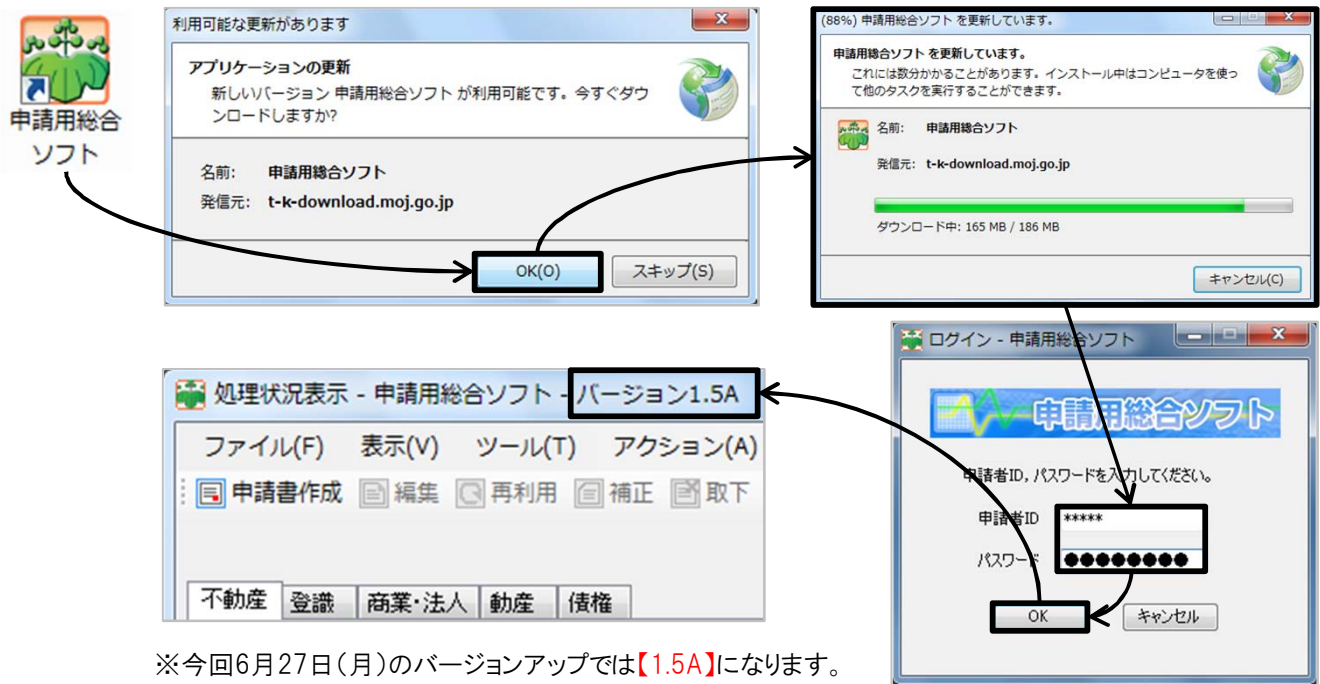
2011年6月27日(月)より、オンライン申請を行ったときに発行される「登記完了証」が法務局より紙にて発行可能となりました。(以前までは、ダウンロード、利用者にて印刷)
また、オンライン申請を行った登記申請の登記完了証のみ、「申請データの内容」が記載されます。
詳細はコチラ

⇒ <http://www.bell-com.biz/shiryou/exkaryoushou6.27.pdf>

上記に伴い、「申請用総合ソフト」のバージョンアップを行う必要があります。

6月27日(月)以降に行う申請については、事前に申請用総合ソフトを最新バージョンにしてから行ってください。

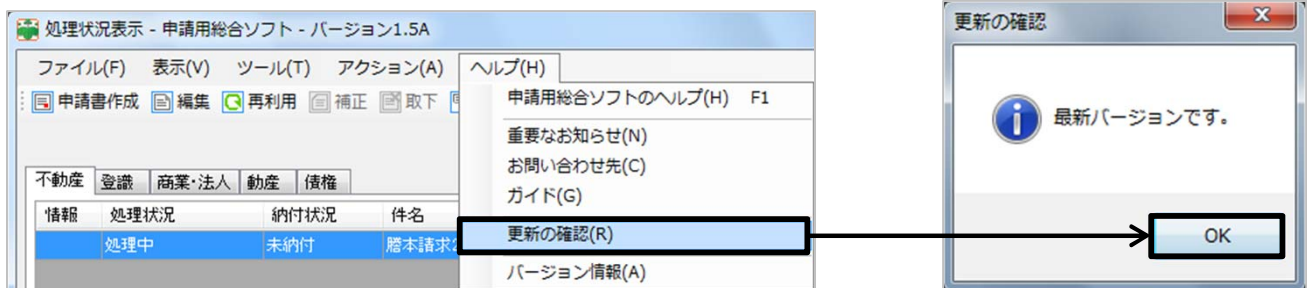
【①申請用総合ソフトのバージョンアップ】



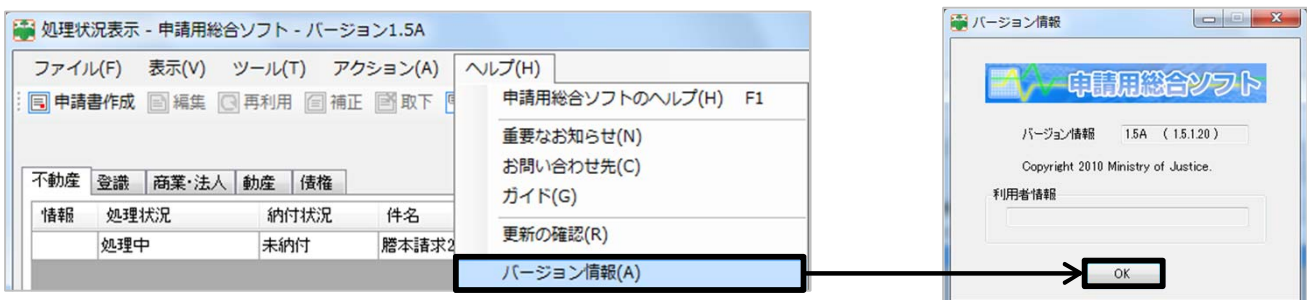
※今回6月27日(月)のバージョンアップでは【1.5A】になります。

※現在ご利用のバージョンが最新になっているか確認する方法

⇒最新版で無い場合には、バージョンアップを促されますので、従ってバージョンアップを実施してください。



※現在ご利用のバージョンを確認する方法



【②申請データ作成時の変更点】

☆申請データ作成画面☆

最新版の「申請用総合ソフト」になると、申請データの入力欄に【登記完了証】の交付方法が追加されます。

①登記所での交付を希望する

⇒登記の申請の際に付された受付番号、身分証明書その他の本人を確認することができる文書を提示する方法により登記の申請人(又は代理人)であるかどうかを確認させていただいた上、登記完了証を交付しておりますので、**登記所において登記完了証の交付を受ける場合には、あらかじめ、受付番号を確認の上、身分証明書等の文書を持参願います。**

②送付の方法による交付を希望する

⇒送付先の住所は、次の参考例のように記録し、又は記載してください。

- (1) 登記申請人(登記権利者及び登記義務者が申請人である場合を含む。)の住所地への送付を申し出る場合
 - 〈例1〉登記申請人の住所地
 - 〈例2〉登記権利者及び登記義務者の住所地
- (2) **資格者代理人の事務所の住所地への送付を申し出る場合**
 - 〈例〉**資格者代理人の事務所**
- (3) 登記権利者(登記義務者)が登記義務者(登記権利者)を代理して登記の申請をした場合であって、当該登記権利者(登記義務者)の住所地への送付を申し出る場合
 - 〈例〉登記権利者(登記義務者)の住所地

⇒送付先の住所は、次の参考例のように記録し、又は記載してください。送付の方法により登記完了証の交付を希望する旨の申出があった場合には、書留郵便等の方法により送付します。登記完了証の送付に要する費用は、**申請人の方の負担**となります。

そのため、必要な郵便切手を次の方法により提出願います。

(1) 電子申請の場合((2)を除く。)

申請に係る登記が完了するまでに、郵便切手を適宜の方法により登記所に提出してください。

なお、提出に当たっては、例えば、受付年月日及び受付番号により特定するなどして、どの登記の申請についてものかが明らかとなるよう配慮願います。

(2) 不動産登記令(平成16年政令第379号)第5条第1項の申請(いわゆる**特例方式**による申請)の場合

郵便切手を規則別記第13号様式による**書面**とともに、**登記所に提出**してください。

(3) 書面申請の場合

郵便切手を登記申請書とともに、登記所に提出してください。

③従前どおり、オンラインでの交付を希望される場合は、「オンラインによる交付を希望する」を選択してください。